

## 遺言公正証書の無効化には撤回遺言公正証書を作成する必要があります。

- ※ 遺言公正証書の原本は、作成後、作成した公証役場で保管されています。
- ※ お手元にある遺言公正証書の正本や謄本を破棄しても無効にはなりません。
- ※ 前回作成した遺言公正証書を無効にするには、撤回遺言公正証書を作成する必要があります。



## ご依頼から公正証書作成までの手順

- 1 依頼票（本書面下部）と必要書類を春日部公証役場に郵送・メール・FAXのいずれかの方法でお送りください。
- 2 必要書類受理后、担当者より一次案・連絡文（手数料等の案内書面）をお送りします。
- 3 一次案に修正が無ければご予約をしていただきます。  
スムーズなやり取りができた場合、1週間～1ヶ月程度で撤回遺言公正証書の作成が可能です。

## お手数料

撤回 11000円 + 原本・正本・謄本代（1ページ250円）  
 = 約13000円（内容によってお手数料が増額する場合がございます。）  
 ※証書（原本・正本・謄本）枚数は証書の内容によって異なります。  
 ※証人を公証役場で紹介希望される場合は別途謝礼金が発生します。



## 事前にお送りいただきたい必要書類

- 1 **必須** 撤回する遺言公正証書の正本または謄本 全ページのコピー
- 2 **必須** 遺言者の印鑑登録証明書 ※発行から3カ月以内のもの
- 3 **選択** 遺言者の住所が作成時から変わっている場合は戸籍の附票
- 4 **選択** ご自身で証人をご準備される場合は証人2名の本人確認書類コピー（免許証両面コピー等）



## 撤回遺言公正証書 依頼票

遺言者	遺言者お名前	ご職業	無職・会社員・その他（ ）
	※作成時は遺言者様に公証役場へご来所いただきます。難しい場合は事前に公証役場へご連絡ください。		
代表者様連絡先	代表者様お名前	連絡のつくお電話番号	— —
	遺言者とのご関係	本人・家族（続柄）	・その他（ ）
	文案送付方法	<input type="checkbox"/> メール（ @ ）	
		<input type="checkbox"/> FAX（ — — ）	
ご希望の送付方法 <input type="checkbox"/> にチェックを入れてください。	都道 府県	市区 町村	
<p>※当役場から郵送で送る際に“春日部公証役場”の名入りの封筒でお送りしてもよろしいですか？  <input type="radio"/> をつけてください。 → <input checked="" type="radio"/> 問題無いです ・ <input checked="" type="radio"/> 無地の封筒で送ってください</p>			
<p>公証役場に証人の紹介を希望致しますか？作成時、証人2名に立ち会っていただく必要があります。        見当たらない場合には、当役場でご紹介致します。        ※推定相続人、遺産を受け継ぐ方々、これらの方々の直系の血族や配偶者の方々、未成年は証人になれませんので、友人や知人が望ましいです。</p>			
<p>役場に紹介をお願いする【※紹介料がかかります】 ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ</p>			
証人	上記「いいえ」に○をつけた方は、下記へ証人の情報を記載し、その方の本人確認書類をお送りください。		
	証人① お名前	ご職業	無職・会社員・その他（ ）
	遺言者とのご関係	知人・その他（ ）	
	証人② お名前	ご職業	無職・会社員・その他（ ）
遺言者とのご関係	知人・その他（ ）		